

## 電波 COE 外部開放型実験機材使用規約

### (適用範囲)

第1条 国際電気通信基礎技術研究所（以下「当社」という。）が、別途規定した「電波 COE 外部開放型実験エリア使用規約」に基づく使用者（以下「使用者」という。）との間で締結する機材使用のルール及びこれに関連する取り決めは、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとする。

2 当規約の対象となる機材は、電波 COE のホームページなどに掲載する。

### (機材の使用者)

第2条 当施設の機材の使用者は、あらかじめ様式一による研究計画書を事務局に提出し、その利用を事務局が承認したプロジェクト（以下承認プロジェクト）に所属する者のみとする。

2 機材の使用は、承認プロジェクトに所属する者が、前述の研究計画に記載した活動のために限る。また、使用に際しては、様式二による事務局への予約が必要である。

### (機材の使用料)

第3条 機材の使用にあたっては、使用者から提出された申請書に基づき事務局が実費相当を算出し徴収する。事務局から提示された実費相当額は、事務局が指定する銀行預金口座に振り込むこととし、振込手数料は使用者が負担する。

### (機材の使用予約)

第4条 当施設の設備機材の使用の申し込みは、様式二による申請書による。

2 当施設の自主事業や公共的な催事などにより、予約を受け付けできない場合がある。

### (キャンセル・予約内容の変更)

第5条 予約のキャンセル・申請内容の変更については次の通りとする。

#### (1) 使用のキャンセル

使用予定者は予約後、都合により使用を取り消す場合は、すみやかに事務局まで連絡する。なお、無断キャンセルが続いた場合は、今後の使用を制限する場合がある。

#### (2) 使用に係る内容の変更

使用予定者は、予約後、都合により日程、使用施設、備品等を変更する場合

は、速やかに事務局まで連絡する。

(機材使用について)

第6条 使用者は、機材使用にあたり次の事項を遵守すること。

- ア 機材の仕様を十分理解し、仕様の範囲内で使用すること。
- イ 使用者の持ち込み物品或いは複数の機材を接続して使用する場合等において、過失・故障等により相互に過負荷を生じないことを確認すること。
- ウ 安全に十分配慮し使用者及び周囲の者に危害を及ぼさないこと。また、危害を及ぼす可能性がないこと。
- エ 安全の確保・機材愛護・機材使用の効率化及びその他の合理的な理由による職員からの質問・説明・指導に誠意をもって対応すること。

## 2 使用予約の解除

次に掲げる場合をはじめ、当施設の秩序をみだすおそれがあると当施設担当職員が判断した場合は、使用予約を解除することがある。また、機材を使用中の場合でも、即座に使用を中止させることがある。

- ア 使用者が当施設の使用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- イ 当施設が定めた使用規約に従わないとき。
- ウ 本条1項の規定に違反し、また違反する恐れがあると判断した時。
- エ 天災等不可抗力に起因する事由により機材が使用できないとき。
- オ その他当施設担当職員が必要と認めるとき。

3 研究開発成果の販売目的での製作のための使用は禁止する。ただし、研究開発における試作品などを製作する場合は、当施設で開発・製作された旨を表記することを条件に使用を許可することがある。

(注意事項)

第7条 利用者の制作物・成果物の瑕疵について、事務局は責任を負わない。

- 2 職員は善良かつ合理的な立場において利用者に見解を述べる場合があるがその内容についての無瑕疵性は担保しない。

(機材の取り扱い)

第8条 当施設外への機材貸し出しは行わない。但し、CAD等ソフトウェアの場合には、リモートアクセスを認めることがある。

(使用者の責任)

第9条 当施設の機材により作成した成果物で起きた事故については使用者の責任とする。使用者の故意又は過失により、当社、当施設または機材が損害を被ったとは、当該使用者は当社に対し、その損害を賠償すること。使用者は、損害賠償の額及び支払方法などを決定するにあたり、事務局と協議することとする。

(作業結果の取り扱い)

第10条 使用者の成果物及び作業内容については、当施設のデータベースに蓄積されるとともに、使用者及び関係権利者と協議のうえでインターネット等を通じて公開することがある。

2 機材の使用に関し校正票の写し等の証明書は発行しない。

(資材及び制作物等の預かり)

第11条 事務局は、資材及び制作物等は預からない。使用者は機材使用終了後速やかに成果物等を引き取る。ただし、事務局との事前協議のうえ、やむを得ないと認められる場合のみ資材及び成果物の一時預かりを行う。ただし、この場合でも、事務局が管理責任を負うものではない。また、当施設の機材に残る作業データは消去し、データ保管に関して事務局は責任を負わない。

(規約の改定)

第12条 事務局は必要に応じ、事前に通知することなく本規約を変更できるものとする。但し、機材使用を承認された進行中のプロジェクトにおける一連の機材使用においては、別途協議を行う。

(別途協議事項)

第13条 本規約に定めのない事項については、当施設担当職員の指示に従うこと。ただし、当施設の活用効果が向上するなどの状況においては、使用者と当施設担当職員が別途協議のうえで、本規約の趣旨や法令等に反しない限りにおいて柔軟に対応することとする。